

# 南太平洋非核地帯条約の法構造

黒 沢 満

南太平洋非核地帯条約の法構造（黒沢）

1

まえがき

## 一 非核地帯設置の背景

- 1 過去における動き
- 2 条約形成過程

## 二 条約の法構造

- 1 地帯の範囲
- 2 条約締約国の義務
- 3 検証制度
- 4 その他の諸規定

## 三 議定書の法構造

1 地帯内に領域をもつ地帯外諸国

2 核兵器国

## 四 条約の意義——結びにかえて——

## まえがき

一九八五年八月六日、第一六回南太平洋フォーラムは南太平洋非核地帯条約 (South Pacific Nuclear Free Zone Treaty) を採択し、同日オーストラリア、フィジー、キリバス、ニュージーランド、ツバル、西サモアの六カ国と、クック諸島およびニウエ両自治提携国の首脳が同条約に署名した。<sup>(1)</sup>

非核兵器国のイニシアティブにより非核兵器地帯あるいは非核地帯を設置しようという動きは、一九五〇年代の後半からさまざまな地域において現れてきた。すなわち中部ヨーロッパの非核化に関するラパツキー案を初めとし、アフリカ、ラテンアメリカ、バルカン諸国、中東、南アジア、北部ヨーロッパおよび東南アジアなどにおいて非核兵器地帯を設置する構想が検討されてきた。<sup>(2)</sup> そのうち条約として成立し、国際法規則として現在存在しているのは、一九六七年二月に署名されたラテンアメリカ核兵器禁止条約 (トラテロルコ条約) のみであり、南太平洋非核地帯条約はそれに続く二番目のものである。

非核兵器地帯の設置は、地帯の非核兵器国の安全保障を促進し強化する措置として、国際社会において広く支持されている。たとえば一九七八年の第一回国連軍縮特別総会の最終文書第六一項は、「世界のさまざまな地域における非核兵器地帯設置のプロセスは、完全に核兵器から解放された世界を達成するという目的により、奨励されるべきである」と規定している<sup>(3)</sup>、世界のさまざまな地域における非核兵器地帯の設置を促進させるために、国連総会の要請により、軍縮委員会会議の下で、「非核兵器地帯の包括的研究」<sup>(4)</sup>がすでに行なわれ、新しい状況に即したその改訂版の作業が現在行なわれている。

このような国際的状況において南太平洋で新たに生まれた非核地帯を国際法の側面から検討することが、本稿の目的である。この条約は、また現代軍縮国際法をさらに発展させるものであり、全面的な軍縮に向けての重要な一歩となるものである。本稿においては、現代軍縮国際法におけるこの条約の位置づけ、およびこの条約の意義が考察される。

そのためまず第一に、南太平洋非核地帯が設置されることになる背景について、過去における非核兵器地帯設置の努力および条約形成の過程が歴史的に検討される。次に、条約により規定されている非核地帯の内容をさまざまな側面から検討し、この条約による国際法の規律の内容を明らかにする。その際、すでに成立しているトラテロルコ条約の規定内容との類似点および相違点を考慮しつつ、非核兵器地帯の法的概念をいつそう明確にする作業が行なわれる。第三に、地帯外の諸国家、特に核兵器国の一定の活動を規律することになる三つの議定書を検討し、その内容および法的意味を明らかにする。最後に、この条約および議定書が国際社会の平和と安全に対してもつ意義を検討し、非核地帯に関する国際法の発展の意義を考察する。

- (1) 南太平洋フォーラムを構成しているその他の諸国は、ナウル、バプアニューギニア、バヌアツ、ソロモン諸島およびトングアである。
- (2) 南極地域も一九五九年の南極条約により非核兵器地帯の実態を備えているが、人が通常住んでおらず、国家領域とは一般に認められていないので、別の概念で取り扱うのが好ましい。
- (3) *Final Document of the Special Session of the General Assembly devoted to Disarmament (A/RES/S-10/2, 30 June 1978).*
- (4) *Comprehensive Study of the Question of Nuclear-Weapon-Free Zone in All its Aspects, Special Report of the Conference of the Committee on Disarmament (A/10027/Rev.1/Add.1), 1975.*

## 一 非核地帯設置の背景

### 1 過去における動き

核時代の最初から、太平洋地域においては、核実験が精力的に実施されてきた。まず米国は一九四六年からマーシャル諸島のビキニ環礁において核実験を開始し、二年後にはエニウエックでも実験を開始している。これらの島において一九五八年までに六六回の実験が行なわれ、その後はハワイの南にあるジョンストン島に移っている。一九五二年に核兵器国となった英国は、一九五七年までオーストラリア内の実験場で二二回核実験を実施し、その

後中部太平洋のクリスマス島において核実験を行ない、米国もその島で実験を行なっている。この時期には非核兵器地帯に関する公式の提案はまったく出されていないが、オーストラリア労働党は一九六二年五月に南半球非核地帯を提唱して<sup>(1)</sup>いた。

一九六三年八月に米英ソ三国の間において部分的核実験禁止に合意が見られ、大気圏内、宇宙空間および水中における核実験が禁止されたため、米国および英国は太平洋地域における実験場から引き上げた。この部分的核実験禁止条約により、太平洋地域の住民が大きな危惧を表明していた放射性降下物による被害は大部分くいとめられることとなった。

しかし一九六〇年にアフリカのサハラで最初の核実験を実施し、四番目の核兵器国となったフランスは、アフリカ非核兵器地帯設置構想の出現と進展並びにアルジェリアの独立による実験場の喪失により、一九六三年より太平洋のフランス領ポリネシアのムルロア環礁に実験場を建設し、一九六六年七月に最初の核実験を実施した。フランスは、一九六三年の部分的核実験禁止条約は、米ソ両国の核支配体制を強化し、新しい核兵器国の行動を束縛するものであるとして、それに強く反対し、大気圏内における核実験を継続し、その後九年間に四一回の核実験を大気圏内で行なった。南太平洋における核実験に対する公式の反対が表明されるのは、この時期であり、特に一九七〇年代に入ってからである。

一九七三年五月九日に、オーストラリアおよびニュージーランドは、フランスの核実験が現行の国際法に違反すると宣言する判決を得るために、国際司法裁判所にこの問題を付託した。原告は、まずフランスの核実験の実施が国際法に違反すること、すなわち部分的核実験禁止条約はすでに慣習国際法となっておりフランスをも拘束するこ

とを主張し、第二に、その実験により国家主権が侵害されること、すなわち放射性降下物の堆積と分散が領域に対する主権を侵害することを主張し、第三に、その実験は公海自由の原則を侵害すると主張した。<sup>(2)</sup>

裁判所は一九七三年六月二日にフランスに対し大気圏内核実験を差し控えるよう仮保全措置を命令し、その後フランスが核実験を大気圏内から地下に移行させるといふ宣言を行なったことを根拠として、一九七四年一月一日に、原告の訴訟目的が消滅したので何ら決定を下すよう要請されるものではない、という判決を下した。<sup>(4)</sup> 裁判所は核実験の法的性格をまったく検討しなかったが、この事件を契機にフランスは大気圏内核実験を停止し、一九六六年以降地下において核実験を実施している。

一九七五年七月の第六回南太平洋フォーラムは、ニュージーランドのイニシアティブにより、この地域を核汚染および核紛争の巻き添えの危険から解放する重要性を強調し、その手段として非核兵器地帯設置という考えを推奨した。そしてフォーラムにおいて、国連総会による決議の採択を通じてこの考えに対する広範な支持を求めることが望ましいということに合意が見られた。<sup>(5)</sup> それに基づき、その年の国連総会において、ニュージーランド、フィジーおよびパプアニューギニアはこの問題に関する決議案を提出した。

この決議案の説明において、ニュージーランド代表は、非核兵器地帯については一般的に考えられてきただけであって、この問題の詳細にわたる協議は国連総会の支持が与えられた後に行なわれること、地帯の地理的な範囲については、南太平洋非核地帯であるから北は赤道、南は南極条約の境界である南緯六〇度であると考えているが、東と西はこれからの議論と交渉によること、また地帯の法的地位も将来の協議により決定される問題であること、公海の自由な妨げられない通航の権利あるいはその他の水域の無害通航権に影響を与えることは意図していないこ

となどを明らかにした<sup>(6)</sup>。この説明から明白なように、この非核兵器地帯の内容はまだ不確実な部分を多く含んでいた。

このニュージーランドのイニシアティブに対して、米国は、それは南太平洋における米国の戦略的利益および安全保障取極に都合の悪いものであるという懸念を表明していた。オーストラリアは米国の立場を支持し、総会決議に賛成しているが、決議の共同提案国にはならず、非核兵器地帯の設置に関して必ずしも積極的ではなかった。この時期の非核兵器地帯設置構想が進展しなかった理由の一つは、南太平洋の大国であるこのオーストラリアの積極的な協力が得られなかったことである<sup>(7)</sup>。

一月二日に賛成一〇、反対〇、棄権二〇で採択された総会決議3477 (XXX) において、総会は、南太平洋に非核兵器地帯を設置するという考えを承認し、関係国に対しその目的を実現する方法と手段について協議を進行させるよう要請し、核兵器国がそのために協力するという希望を表明した。五核兵器国のうち賛成したのは中国だけであり、他の四核兵器国は棄権している。これらの諸国が賛成しなかった主たる理由は、地帯の範囲および非核兵器地帯によって考えられる具体的義務の内容が明確でなかったことであり、特に公海における自由な航行との関連で危惧が表明されていた。ここにおいて非核兵器地帯設置に向けての出発点が記されたにもかかわらず、関係国がその後具体的な措置をまったくとらなかったため、この時期にはそれ以上進展しなかった。

しかしこの時期においても、南太平洋に非核兵器地帯を設置するための好ましい条件が存在すると一般に考えられていた。たとえば、R・アリ (Alley) は、南太平洋における非核兵器地帯の構想は特定の国を弱める外交上または宣伝のための策略と疑われる危険はないこと、この地域は戦略的にそれほど重要でないこと、非核兵器地帯設

置が検討されている地域の中で南太平洋はそれに含まれる核兵器不使用の約束を得るのに最も適切な地域であること、平和目的核爆発に関して意見の対立がないこと、将来においてこの地域は原子力の分野における制度化された協力の可能性があることなどの好ましい条件が存在すると述べている。<sup>(8)</sup>

## 2 条約形成過程

一九八三年三月に政権についたオーストラリア労働党は、軍縮の問題に大きな重点を置き、非核地帯の設置に向けて努力する意図を明らかにしていた。これは一九八三年四月に一連のフランスによる核実験が再開されたことにより、さらに積極的に追求されることとなった。一九七五年のニュージーランドの提案においては、まず国連の支持を得ることが必要であると考えられ、国連総会決議の採択が求められた。しかしオーストラリアは、地帯を構成すると考えられる関係国の同意を得ることが先決であると判断し、この問題を南太平洋諸島の首脳より構成される南太平洋フォーラムに提出した。

一九八三年八月の末にキャンベラで開催された第一四回南太平洋フォーラムにおいて、オーストラリアは南太平洋非核地帯に関する宣言案を提出し、このフォーラムにおいて非核地帯に関する基本的な合意を達成しようとした。その提案において、この構想は太平洋における核実験および核廃棄物の貯蔵と投棄の計画への強い反対、並びに核活動の危険な影響を受けない環境を達成するという願望に基づいていると述べられ、非核地帯として禁止される具体的な活動として、核兵器および核爆発装置の開発、製造、取得、実験または使用、さらにそれらの受領、貯蔵、配備または管理が含まれること、さらに核兵器国を含むすべての国に対して、太平洋で核廃棄物を貯蔵または投棄



しないよう要請することが規定されていた。

さらにその提案においては、国際法およびフォーラム構成国の条約上の義務に規定されている航行および上空飛行の自由の原則を確認すること、並びに外国の船舶および航空機による港および飛行場へのアクセスについて決定を下す諸政府の主権的権利を承認することが、明確に記されていた。この点に関して、バヌアツ、パプアニューギニアおよびソロモン諸島は、このような規定は非核地帯の概念全体を無意味にしてしまうとして強い反対を表明した。なお地帯の範囲については、この提案は必ずしも明確ではなかったが、このフォーラムの構成国がその中核になることは明らかであった。

この年の南太平洋フォーラムは、この問題を討議した後、フォーラム構成国の間に非核地帯の概念の検討を復活させたオーストラリアのイニシアティブを賞賛し、そしてその概念の一般原則については広い合意が見られたことに注目しながらも、この提案の意味を検討しそのための協議を行なうためにもっと時間が必要であるという結論に達した。<sup>(9)</sup>このオーストラリア提案は、多くの点でラテンアメリカ非核兵器地帯と同様の内容をもつものであった。異なるのは、核廃棄物の貯蔵および投棄を含めている点、および平和目的核爆発装置をも明確に対象としている点である。

翌一九八四年八月にツバルで開催された第一五回南太平洋フォーラムは、非核地帯の概念、特にオーストラリアが提出した非核地帯設置に関する諸原則案をさらに審議した。その結果、フォーラムは、オーストラリア作業文書に定められた諸原則に従ってできるだけ早くこの地域に非核地帯を設置することが望ましい、ということに合意した。その諸原則は、(1)平和と独立、(2)環境汚染からの解放、(3)現存条約の承認、(4)南太平洋における核爆発装置の

使用、実験および配置の禁止、(5)南太平洋諸国による核爆発装置の開発、製造、受領、取得および実験の禁止、(6) NPTおよび地域取極の尊重、(7)安全保障取極および寄港について自ら決定する主権的権利の保有であり、さらに航行および上空飛行の自由の重要性が言及されている。

非核地帯設置のための諸原則について一致が得られたため、その後の作業のために作業部会が設置された。その任務は、一九八五年のフォーラムで審議されるため条約案を作成するという目的をもって、この地域における非核地帯の設置に含まれる法的その他の実質的な諸問題を検討することであった。この作業部会の議長はオーストラリアであり、フォーラム構成国はすべて出席する権利をもっていた。<sup>(10)</sup>

このように非核地帯の設置に関して関係国は極めて容易にまた迅速に合意に達したように思われるが、そのことはこの問題についてフォーラム構成国の考えがあらゆる側面で一致していたことを示すものではない。たとえば一九八四年七月に発足したニュージーランドのロンギ労働党政権は、核兵器積載艦船や原子力推進船の寄港を拒否する政策を打ち出していた。この点について、G・フライ(Fly)は、「それはすべての国にとって望ましい選択を示しているのではなく、ただ受諾しうる妥協を示しているのである。すべての国が合意していたのは、現在行なわれているフランスの核実験および日本の放射性廃棄物投棄計画に反対する必要性に関してであった。この共通の関心が地域的戦略として非核地帯を受諾する主要な動機となっていた<sup>(11)</sup>」と説明している。

条約案作成の任務を与えられた作業部会は、一九八四年一月から一九八五年六月にかけて五回の会合を開き、前述の諸原則を基礎とし、各国からの作業文書を考慮しつつ議論を推し進めた。その結果作業部会で合意された条約および三議定書の草案を含む報告書が、南太平洋フォーラムに送付されるため、一九八五年六月に南太平洋経済

協力ビュロー事務局長に提出された。

一九八五年八月五日、六日に開催された第一六回南太平洋フォーラムは、作業部会の報告書および条約案を審議し、その条約案は前回のフォーラムで採択された諸原則をすべて包含することに注目した。そしてフォーラムは、作業部会の作成した条約のテキストを承認し、そのフォーラムで署名のために開放した。八カ国の首脳がその場で条約に署名した。

フォーラムはさらに三つの議定書を審議し、これらは地帯外の国家に関わるものであるので、それらの国との協議が行なわれるべきであることに合意した。そして作業部会がそれらの協議を行ない、一九八六年のフォーラムにあるいは可能ならばそれより早い時期に、議定書の採択に関する勧告を行なうものとされた。<sup>(12)</sup>

- (1) Michael Hamel-Green, "The South Pacific : Nuclear Battleground or Nuclear Free?", *Peace Studies*, Vol.2, No.6, August 1983, p.5.
- (2) 黒沢満「大気圏内核実験の法的問題——核実験事件を中心に——」*阪大法学第一〇一号*(昭和五二年一月)、七七—一九頁。
- (3) *ICJ Reports*, 1973, pp.98-133.
- (4) *ICJ Reports*, 1974, pp.254-455.
- (5) *Communique of the Sixth South Pacific Forum*, 3 July 1975, *Documents on Disarmament 1975*, p.229.
- (6) *A/C.1/PV.2074*, 31 October 1975, *Documents on Disarmament 1975*, pp.542-547.

- (~) Greg Fry, *A Nuclear-Free Zone for Southwest Pacific : Prospects and Significance*, Australian National University, Canberra, 1983, p.26.
- (∞) Roderic Alley, "Nuclear-Weapon-Free Zones : The South Pacific Proposal", The Stanley Foundation, *Occasional Paper* 14, 1977, pp.40—45.
- (∞) Communiqué of the 14th South Pacific Forum, 30 August 1983, *Australian Foreign Affairs Record*, August 1983, pp.408—409.
- (∞) Communiqué of the 15th South Pacific Forum, 28 August 1984, *Australian Foreign Affairs Record*, August 1984, pp.798—800.
- (≡) Greg Fry, "Toward a South Pacific Nuclear-Free Zone", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.41, No.6, June/July 1985, p.18.
- (≡) Communiqué of the 16th South Pacific Forum, 6 August 1985.

## 二 条約の法構造

### 1 地帯の範囲

非核地帯の範囲あるいは境界を画定する問題は、非核地帯の具体的義務を決定する問題と共に、非核地帯の設置に関する極めて重要な要素の一つである。非核地帯の中ほどの範囲を含むかは、地帯の国家の重大な関心事であるが、それ以上に地帯外の国家、特に核兵器国にとって重要な意味をもってくる。さらに地帯の範囲内に国家領域を越える地域が含まれる場合には、公海の国際法上の地位との関連が生じてくる。

一九八三年の初期のオーストラリアの発言においては、地帯の範囲は確定的ではなかったが、「南西太平洋非核地帯」という用語が使用されることもあり、南太平洋の西の部分を中心に構想が練られていたことが分かる。<sup>(1)</sup> すなわち非核地帯設置の際に南太平洋フォーラムの諸国をその中核部分とすることは明白であったが、それ以外の問題についてはすべて後の協議と交渉に委ねるものとされていた。

作業部会においては、地帯を条約に参加する国家の領域のみに限定するアプローチと、地帯にフォーラム加盟国および広大な公海をも含むアプローチが審議されたが、後者が好ましいとの結論に達した。それは、これらの諸国はすべて島国であり、前者の場合には地帯としての一体性は確保されないからである。さらにこの広大な地帯は東側においてはラテンアメリカ非核兵器地帯と接し、また南側では南極条約の適用範囲と接することによ

り、世界の他の地域における非核化の努力との結び付きを明確にしようとしたからである。

この条約において定められた地帯の範囲は、まず北の境界は大部分は赤道であるが、地帯を構成する国家の位置により北半球に入り込んでいるところもある。<sup>(2)</sup>次に東の境界は西経一一五度で、トラテロコ条約の境界と接し、南の境界は南緯六〇度で、南極地域と接している。そして西の境界は東経一一五度およびオーストラリアの領海の外側の限界に沿った線となっている。この地帯の詳細な範囲は附属書Iに規定されており、ここでは経度緯度などで示された二二の点とそれらを結ぶ線について詳しく述べられ、その地図が添付されている。

地帯の範囲の画定でもっとも議論の多かったのは、北の境界に関して、赤道以北に位置する米国の太平洋諸島信託統治地域をも地帯に含めるかどうかであった。パプアニューギニアは地帯の範囲は南太平洋委員会の範囲とすべきであると主張した。そこにはベラウ、ミクロネシア連邦国家、マーシャル諸島などのミクロネシアが含まれている。作業部会は、信託統治地域を地帯に含めるとこれらの地域の将来の地位に関する交渉が複雑になるという理由で、現在の段階ではこれらの地域を含めないことにした。この地域には米国の戦略的に重要な場所が含まれていること、また米国領であつて核兵器が現在貯蔵されているグアム島があることが、この決定に大きく影響していると考えられる。

東側のフランス領ポリネシアに関しては、作業部会はそこでは独立などの動きはまったくないこと、さらにラテンアメリカ非核兵器地帯と接続させる必要があることなどを理由に、北の境界とは異なった取り扱いをしている。これは、この非核地帯設置の最大の目的がフランスの核実験に対する反対の意思表示であることに起因している。<sup>(3)</sup>

このように南太平洋非核地帯の範囲が定められたとしても、この地帯内においてあらゆる国の活動を締約国が規

律することは国際法上不可能なことである。従つてこの条約も第二条において、原則としてこの条約および議定書は領域のみに適用されること、海洋の自由に関する国際法上の権利を害しないことを明記している。非核地帯内全域に適用される義務として規定されているのは、条約締約国による放射性廃棄物の海洋投棄の防止および核兵器国による核爆発装置の実験の禁止である。

トラテロルコ条約の適用範囲に関する規定は複雑であり、一般にラテンアメリカ非核兵器地帯の範囲として示されているのは、条約第四条二項において経度緯度を用いて示された広範な地域である。ラテンアメリカの場合には南太平洋諸国とは異なり、一つの大陸として地理的にまとまったものであるが、この広範な地域には公海の部分も広く含まれるため南太平洋非核地帯の場合と似通つた問題が生じてくる。しかしラテンアメリカの場合にこの広範な地域全体が条約の適用範囲となるためには、条約第二八条一項に規定された極めて厳しい四つの条件がすべて満たされなければならない。現在これらの条件は満たされていないし、近い将来にこれらが満たされる可能性は極めて小さいので、トラテロルコ条約の適用範囲は、条約を批准しかつ第二八条一項の要件を放棄する国家の領域に限定される。

このように、これらの二つの地帯においてはその適用範囲に関して異なつたアプローチがとられている。トラテロルコ条約の場合には、その適用範囲が条約締約国の領域のみであるか広範な非核兵器地帯全体に広がるかについて时期的なずれが存在するが、南太平洋非核地帯条約の場合には、適用の時期は同じであるがそれぞれの義務の内容が異なっている。

## 2 条約締約国の義務

「非核兵器地帯 (Nuclear-Weapon-Free Zone)」の本質を一言で表現するならば、それは「核兵器の完全な不在 (Total Absence of Nuclear Weapons)」である。<sup>(4)</sup>そして世界のさまざまな地域における努力あるいは構想は、すべて非核兵器地帯の概念を用いて議論されてきている。しかし南太平洋非核地帯条約は、そのタイトルが示しているように、非核兵器地帯ではなく「非核地帯 (Nuclear Free Zone)」という概念を使用している。作業部会がこの名称を選択したのは、核兵器に関連する問題を越えるもの、すなわち原子力平和利用の問題および特に核廃棄物の投棄の問題が条約で取り扱われているので、「兵器」という用語を用いるのは適切ではないと判断したこと、さらにツバルのフォーラムにおいても非核地帯のタイトルが使用されたことによる。

核実験の停止と共にこの条約の主要な目的である放射性廃棄物投棄の防止を強調するために、非核地帯と呼ぶことには一理あるが、この名称からは原子力平和利用を含むあらゆる核活動をその地域から排除するという意味が生じてくる危険も存在する。なぜなら一九五〇年代後半および一九六〇年代前半においては、「非核地帯」、「核国 (Nuclear State)」および「非核国 (Non-Nuclear State)」などの用語が一般に用いられていたが、原子力平和利用の発展および普及と共に、核活動について禁止されるべきであるのは軍事利用であって、平和利用はそれとは区別すべきであるという考えが基礎となって、それ以降は、「非核兵器地帯」、「核兵器国 (Nuclear-Weapon State)」および「非核兵器国 (Non-Nuclear-Weapon State)」という用語が一貫して用いられているからである。

この条約において規律の対象となっているのは、「核兵器」ではなく「核爆発装置」であり、これは、使用目的



の如何にかかわらず、あらゆる核兵器または核エネルギーを解放することのできる他の爆発装置を意味すると定義されている。その理由は核兵器と平和目的の核爆発装置とは技術的に区別できないので、その両者を核爆発装置として、軍事目的であれ平和目的であれ、一括して取り扱うためである。両者を一括して取り扱う方法は、「核兵器その他の核爆発装置」を規律の対象としている核兵器不拡散条約の流れを汲むものであり、一九七〇年代以降の新しい不拡散の努力も両者を包含する「核爆発装置」をその対象としている。

トラテロルコ条約の場合には、平和目的の核爆発の可能性に関する評価が現在とは同じではなかったこと、および平和目的の核爆発に大きな関心を示していた国家が地帯内に存在したことにより、南太平洋非核地帯条約のように明確にそれを禁止しているわけではない。トラテロルコ条約第一八条一項は、一定の条件の下で締約国が平和目的のための核装置の爆発を行なう権利を認めている。従ってアルゼンチンおよびブラジルなどは、この条項により、核兵器において用いられる装置と同様の装置を伴う爆発も含めて、平和目的の核装置の爆発を行なう権利を有すると解釈している。

他方、大部分のラテンアメリカ諸国は、第一八条一項は、そこに規定されているように、条約の第一条（義務）および第五条（核兵器の定義）に従う必要があるもので、たとえ核爆発装置が平和目的のために意図されているものであっても、技術的進歩により核兵器として用いることのできない装置が開発されない限り、核爆発装置を製造しまたは取得することはできない、と解釈している。米国、英国およびソ連の三核兵器国も、附属議定書への署名および批准に際してこれと同じ解釈をとると宣言している。

ラテンアメリカにおいては大部分の国の解釈は一致しているが、この問題はまだ完全には解決されていないもの

である。他方、南太平洋の場合には明確に平和目的核爆発装置をも禁止しているので、これに関して紛争が生じる余地もないので、トラテロルコ条約よりも優れた規定ぶりとなっている。

### (1) 核爆発装置の製造・取得の禁止

第三条で締約国は核爆発装置の製造あるいは取得・所有・管理を禁止され、そのための援助の受領および供与も禁止されている。これらの義務は核兵器不拡散条約第二条の義務と同様であり、この地帯のほとんどの国がすでに NPT に加入しているので、そこで拘束されているものと同じ義務が定められている。またこの条約は、国際的な不拡散制度に対する支持を第四条で表明している。

トラテロルコ条約の場合にも、第一条において締約国が核兵器を製造、生産、取得すること、さらに受領、所有することが禁止されており、またそれらに関与したり奨励したりすることも禁止されている。この点に関しては、核爆発装置と核兵器の差はあるが、義務の内容は同じである。

### (2) 核爆発装置の配置の防止

非核兵器地帯あるいは非核地帯の設置に関する最も重要な側面は、核爆発装置の配置もしくは配備の問題である。この点が核兵器不拡散の概念とは異なるところであり、非核兵器地帯の大きな特徴となっているところである。条約は第五条において、各締約国がその領域においていかなる核爆発装置の配置をも防止すべきことを規定している。なお「配置」の語は、第一条(d)において、備え付け、設置、陸地または内水における輸送、貯蔵、保管、取り付けおよび配備を意味すると定義されている。

「配置」を定義するにあたって作業部会はそれが厳格なものでなければならぬと考えたので、定義のなかに多

くの似通った措置が列挙されているのである。この定義は極めて詳細であり、トラテロルコ条約に比べて一層明確なものとなり、解釈の相違による紛争の可能性を少なくするのに役立つている。

トラテロルコ条約の場合は、第一条で、締約国自身がもしくは第三者が締約国のために核兵器を貯蔵し、設置し、配備することを禁止または防止することが規定されている。これらの用語に関する定義は含まれていないが、メキシコ代表は、陸上の通過は条約上禁止されていることに準備委員会のメンバーの間で合意があったと述べている。

### (3) 寄港および通過の問題

この条約の作成過程において一番議論の対立した問題は、通過および寄港の問題であった。一九八三年の南太平洋フォーラムに提出されたオーストラリア案は、地帯の設置は通過および寄港を妨げないとしていたが、いくつかの国はこの点に反対を表明した。さらにニュージーランドは、一九八四年にロンギ首相を中心とした労働党政権が誕生して以来、核兵器積載艦船のみならず原子力推進船の通過および寄港を認めないという政策をとっている。しかし一九八四年の南太平洋フォーラムは、この点に関して意見の相違が存在したにもかかわらず、オーストラリアの提案を支持し、寄港および通過については各国の主権的判断に任されることで妥協が図られた。

その結果、条約は、配置の防止に関する第五条二項において、「各締約国は、その主権的権利の行使において、外国の船舶及び航空機による港及び飛行場への寄港、外国の航空機による領空の通過、並びに無害通航、群島航路帯通航又は海峡の通過通航の権利に含まれない方法での外国の船舶による領海又は群島水域の航行を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ」と規定している。

この点に関して、M・ハメルグリーン(Hamel-Green)は、「オーストラリア提案が外部からの核攻撃に対して

この地域の安全保障を大幅に高めるかどうかは疑わしい。米国基地への核の通過と寄港を受け入れることは、この地帯が攻撃目標であり続けることを意味するだろう」と述べ、それらをも完全に禁止する包括的な非核地帯の設置が望ましいことを主張している。<sup>(5)</sup>このように、核兵器の完全な不存在という側面を強調する立場からは鋭い批判が寄せられている。

他方、F・A・メディアンスキー (Mediansky) が、「一九八三年のオーストラリアの南太平洋非核地帯提案の起草者は、以前のニュージーランドの経験で暴露された落とし穴を注意して避けようとしている。米国の反対を引き起こすことを避けるために、オーストラリアは通過権、寄港および現存の安全保障協定の継続した支持を繰り返して保証している。米国の態度は地域的な南太平洋非核地帯の成功の見込みにとって決定的なものであることは南太平洋諸国により広く認識されている」<sup>(6)</sup>と述べているように、現実的な立場から米国の支持がなければ非核地帯の設置そのものが不可能になるといふ考えが採択された。

作業部会において、パプアニューギニアとバヌアツは寄港が事実上の配置になる可能性を排除するため、寄港の時間的要素を定める必要があると主張し、その問題が検討されたが、寄港の問題は主権国家が決定する問題であると共に、寄港の態様は極めて多様であることから規定できないこと、かりに疑問が生じれば協議制度を利用すれば足りるものであるという見解が全体的に支持され、これに関する規定は含まれていない。

通過および寄港の問題はラテンアメリカ非核兵器地帯設置の際にも生じているが、そこにおいては南太平洋非核地帯の場合ほど明確なものではない。まず形式の面において、トラテロルコ条約の場合には条約の中に明示的に規定されているのではなく、準備委員会第四会期の最終議定書の中に規定されている。次に内容に関しては、第三国

による「通過」は条約に何らの規定もないので、国際法の諸原則により規律されること、すなわち各国の主権的判断によることとされている。そこでは寄港への言及はないが、それは通過および寄港を意味するものと一般に解釈されている。

この問題に関して、規定の形式および内容において南太平洋非核地帯の方が優れており、より明確であるが、二つの条約は実質的に同じ制度を採用していると考えることができる。この問題は今後の非核兵器地帯の設置に際しても生じる可能性の強いものであり、現存の条約が共に通過および寄港をその概念から除去したことは、それらにも大きな影響を与えるであろう。

#### (4) 核爆発装置の実験の防止

フランスのムルロア環礁における核実験をやめさせることが、この条約を作成する最大の目的であり、この地帯内での核実験を禁止する議定書<sup>3</sup>が核兵器国の署名のために用意されている。条約締約国については、第六条で、その領域においていかなる核爆発装置の実験をも防止すること、および他国の核実験を援助または奨励するいかなる行動をもとらないことが規定されている。これは自国による核実験はもちろんのこと、自国領域を他国による核実験に使用させること、さらにたとえばフランスの核実験を援助または奨励することになるような一切の行動を禁止している。

トラテロルコ条約においても、締約国による核兵器の実験、並びに実験への関与、奨励、許可および参加が禁止されているので、同様の義務が規定されていると言える。

## (5) 放射性廃棄物の投棄の防止

南太平洋非核地帯設置の二番目の大きな目的であり、それゆえに非核地帯と名付けられたのは、放射性廃棄物の投棄の禁止である。日本は低レベル放射性廃棄物を太平洋の海底に投棄する計画をもっていたが、その地域からの強い反対に出会い、現在その計画を見合わせている。日本が計画していた地域は北緯三〇度付近であり、この条約の適用範囲ではないけれども、条約の成立により大きな影響を受けることになる。また現在、南太平洋地域環境計画（SPREP）において天然資源および環境の保護に関する条約並びに投棄による汚染防止のための議定書の作成が交渉されている。

条約締約国は、南太平洋非核地帯内の海洋のいかなる場所にも放射性廃棄物および他の放射性物質を投棄しないこと、その領海で他国によるそれらの投棄を防止すること、および地帯内のいかなる海洋においても他国の投棄を援助または奨励するいかなる行動をもとらないことを約束している。これらの義務は条約締約国のみに向けられたものであるが、作業部会において、パプアニューギニアは、潜在的な投棄国（日本、米国、英国、ソ連等）が投棄の禁止を引き受ける議定書4を含めることにより条約を強化することを求めたが、その問題はSPREPにより解決されるべきであるとして、そのような議定書は作成されなかった。条約はまた、SPREPにより作成される法制度との抵触をさけるため、SPREPの議定書が効力を生じた場合には、この条約の規定は適用されないことを規定している。トラテロルコ条約はこの問題をまったく取り扱っていない。

## (6) 原子力平和利用

原子力平和利用に関しては、その一つの側面だけがこの条約により規律されている。この規律は世界的な核兵器

不拡散体制の強化のためのものである。すなわち締約国は、核物質または核施設を輸出する場合に、厳格な保障措置を適用することを約束している。非核兵器国に対する輸出の場合には、NPT第三条一項の保障措置すなわち全面的保障措置を適用しなければならない。輸入国がNPT締約国でない場合には、NPT締約国からの輸出には第三条二項が適用され、輸出された物質または施設に対してのみ保障措置が適用されるので、この条約の規定はNPTより一段と進んだものとなっている。さらに核兵器国への輸出に対しても保障措置の適用が義務づけられている。さらにいかなる供給も厳格な不拡散措置に一致しなければならず、もっぱら平和的非爆発利用であることを保証しなければならない。これは一九七〇年代半ばから核供給国の間で進められてきている新しい不拡散制度に一致するものである。また条約は、NPTおよびIAEA保障措置制度に基づく国際不拡散制度の有効性への支持を明記している。

この地域で現在核物質を輸出しているのはオーストラリアのみであり、以前からオーストラリアは厳格な保障措置を一国の政策として適用してきた。オーストラリアで採掘されるウランが各国に輸出されているが、作業部会において、バヌアツとナウルは、核兵器国へのウランの輸出はその国の核兵器プログラムに貢献すると考えられるので、ウランの輸出をも禁止すべきであると主張した。しかし多くの国はIAEA保障措置と厳格な不拡散政策の採用で十分であると判断した。

#### (7) 核ミサイルの実験

太平洋はしばしば核ミサイルの実験場となっており、作業部会においてもこの問題が審議された。パプアニューギニア、ソロモン諸島、バヌアツおよびナウルの四国は、議定書3の中に核ミサイル実験の禁止をも含めるよう強

く要求した。この提案は、核ミサイルと通常兵器用のミサイルの区別は困難であること、および条約締約国は国際水域におけるミサイル実験を禁止する法的権限を持たないこと<sup>(8)</sup>の理由により拒否された。

この問題は非核地帯あるいは非核兵器地帯の法的概念とも深く関わってくるものである。すでに述べたように、これらの概念の中心は、「核兵器」あるいは「核爆発装置」の完全な不存在であり、それらを運搬する手段に対する規律は一般に除外されている。南太平洋非核地帯条約の規律の対象は核爆発装置であり、その定義において、「この用語には、……それらの兵器または装置の輸送または運搬手段は、分離可能であり、かつその不可分の部分でない場合には、含まれない」と明確に規定されている。トラテロルコ条約第五条の核兵器の定義においても、輸送または推進のための器具は除外されることが規定されている。

### 3 検証制度

軍縮条約の諸規定は各国の安全保障に大きな影響を与えるものであるので、それらの規定が常に遵守されることを確保するための検証制度が必要となる。この条約においても、第八条以下および附属書において、この条約の下における義務の遵守を検証するために、詳細な規定が置かれている。この条約の検証制度の中心は、IAEA保障措置の適用と「挑戦による」現地査察の実施である。

まず各締約国は、そのすべての平和的原子力活動におけるすべての原料物質あるいは核分裂性物質に関して、IAEAの保障措置を適用しなければならない。その保障措置は、NPTの下における保障措置かそれと同等のものでなければならない。ここでの保障措置の目的は、核物質が平和的原子力活動から核爆発装置へと転用されないこ



とを検証することである。従つてこの保障措置はNPTの場合と同様のものであり、非核地帯の設置により締約国が引き受けた義務の一部、すなわちNPTの下での義務と重複する義務の遵守を検証するものである。このIAEA保障措置の適用に関しては、附属書2に詳細に規定されている。

非核地帯の下での義務はNPTの場合よりもっと広範であり、保障措置により検証できない多くの義務の遵守は、「挑戦による」現地査察を中心とした手続きにより検証される。その前提として、各締約国はこの条約の履行に関する重大な出来事を南太平洋経済協力ビュロー事務局長に報告し、事務局長がそれを各国に通報することにより、情報の交換が十分行なわれることになっている。さらにすべての締約国の代表から構成される協議委員会が附属書3により設置され、条約に関連するあらゆる問題がそこで討議される。このように条約は、非公式の協議により履行に関する問題を明確にする手続きを備えており、多くの場合にはこれにより問題は解決されると考えられている。

苦情申立てについては附属書4が詳細に規定しており、他の締約国が違反していると考える締約国は、まずその苦情申立てを相手国に留意させ当事国間で解決が図られる。それで解決しない場合には、苦情を申立てた国は、その苦情申立てが協議委員会で審議されるよう事務局長に要請することができる。さらに、協議委員会が苦情申立ての中に特別査察を正当とする十分な実質があると決定した場合には、特別査察が実施される。特別査察員はそれに関連した領域内のあらゆる情報および場所への完全かつ自由な接近を認められ、一定の特権および免除を享有する。特別査察員の報告は書面で協議委員会に提出され、それは南太平洋フォーラムのすべての加盟国に報告される。

協議委員会がある締約国が条約上の義務に違反していると決定した場合には、この地域の最高政治機関である南太

平洋フォーラムが直ちに開催され、そこにおいて何らかの措置がとられることになる。このように南太平洋非核地帯の検証制度は極めて高度に組織化されており、この条約はその義務の履行を確保する手段として優れた規定を備えていると高く評価することができる。

トラテロルコ条約の場合にも、同様の特別査察の制度が備えられており、他の締約国が条約に違反しているという疑惑をもつ国が要請する場合、または条約に違反しているという疑惑をもたれ、非難された締約国が要請する場合に、ラテンアメリカ核兵器禁止機構（OPANAL）理事会により特別査察が実施される。この場合にも関連したすべての場所および情報への完全かつ自由な接近が保証されている。このように両条約とも、条約に関連する組織をもち、検証に関して極めて周到な規定を置いている。

#### 4 その他の諸規定

まず協議および再検討について、多くの軍縮条約は条約の運用を再検討するため定期的な会議の開催を規定しているが、この条約においてはそれらの任務は締約国が要請する場合に開催される協議委員会ですべて行なわれるので、再検討会議の制度は必要でないと考えられたため、それに関する規定は置かれていない。

次に条約の改正について、改正の提案は協議委員会でコンセンサスで合意されなければならない。従って改正に関しては、提案の採択および効力を生じるためにはすべての締約国がそれを受諾しなければならない。従って改正に関しては、提案の採択および効力を発生の両方において極めて厳格な手続きが要求されている。

第三にこの条約は南太平洋フォーラムの加盟国に署名のため開放され、またこの条約は批准を必要とする。この

条約は八番目の批准書の寄託の日に効力を生じる。またこの条約に留保を付すことはできない。

最後に、この条約の有効期間は無期限である。しかしある締約国が条約の目的あるいは条約の精神の達成に不可欠なこの条約の規定に違反した場合には、他のすべての締約国は条約から脱退する権利を有する。この脱退条項は、他の軍縮条約が自国の至高の利益を危うくする異常な事態の発生を脱退の条件としているのに比べて、脱退の権利の行使の条件を一層限定し明確なものにしている。

- (1) Greg Fry, *A Nuclear-Free Zone for the Southwest Pacific: Prospects and Significance*, Australian National University, Canberra, 1983, pp.5-6.
- (2) この地帯の北部に位置するパプアニューギニア、ナウルおよびバヌアツの三国は、作業部会において、「太平洋」非核地帯をすすめるべきであると主張していた。
- (3) この点に関して、Hamel-Greenは「この条約は選択的であり、ある核兵器国（フランス）に対して差別しており、他の核兵器国（米国）を優遇している」と批判している（Michael Hamel-Green, "South Pacific: A Not-So-Nuclear-Free Zone", *Peace Studies*, October 1985, p.8.）。
- (4) たとえば、一九七五年の「非核兵器地帯の包括的研究」、および一九七五年二月一日に国連総会で採択された「非核兵器地帯の概念の定義」に関する総会決議 3472B (XXX) 参照。
- (5) Michael Hamel-Green, "A Future for the South Pacific — Nuclear-Free?", *Peace Dossier*, 8, December 1983, p.8.
- (6) F. A. Mediansky, "Nuclear Free Security in the South-West Pacific?", *Australian Outlook*, Vol.39, No.2, August 1985.

pp.81—82; *idem*, "The South Pacific Nuclear Free Zone," *Asia-Pacific Defense Forum*, Special Supplement, Winter 1985—86, pp.24—29, 参照。

(7) オーストラリアの初期の提案では、放射性廃棄物の貯蔵と投棄の禁止が主張されていたが、この条約では、「貯蔵」の問題は取り扱われていない。

(8) この点に関して、国際水域において法的権限をもたないことは議定書3における核実験禁止の場合も同様であって、この議論は説得的でないとの批判がある (Michael Hamel Green, "South Pacific: A Not-So-Nuclear-Free Zone", *Peace Studies*, October 1985, p.7)。

## 二 議定書の法構造

非核地帯の設置は地帯内の諸国による一方的なイニシアティブによるものであるが、非核地帯が実効性をもつためには、地帯外諸国の協力が不可欠なものとなる。一つはその地帯内に領域をもつ地帯外の国家であり、もう一つは核兵器国である。これらの諸国は非核地帯の設置に大きな利害関係をもつので、これらの諸国の立場を考慮しつつ支持をとりつける必要がある。これらの義務は条約とは区別される議定書において規律されている。

南太平洋非核地帯条約の草案を作成した作業部会は、これら地帯外の国家に関わる三つの議定書案をも作成し、一九八五年の南太平洋フォーラムに提出した。フォーラムはそれらをも検討したが、議定書はこの地帯の外にある

諸国に関するものであるので、それらを最終的に確定する前に、議定書に署名する資格のあるすべての諸国と協議を行なうべきことに合意した。従ってこれらの議定書は確定されたものではないが、その中心部分あるいはその大部分は変更なく署名のため開放されると考えられる。

## 1 地帯内に領域をもつ地帯外諸国

この条約により定められた南太平洋非核地帯の範囲内において国際的に責任をもつ領域をもっているのは、フランス、英国および米国の三国である。<sup>(1)</sup> 議定書1は、これら三国が条約第三条、第五条および第六条に含まれた核爆発装置の製造、配置および実験の禁止をこの地帯内の領域にも適用することを求めている。さらに検証手段として、その領域においてIAEAの保障措置を受け入れることをも求めている。

これはトラテロルコ条約附属議定書Iの規定と同様であり、ラテンアメリカ非核兵器地帯に関してその対象となる四カ国のうち、オランダ、英国および米国はすでにそれを批准しているが、フランスは一九七九年に署名したのみでまだ批准していない。

## 2 核兵器国

「核兵器の完全な不存在」を中心概念とする非核兵器地帯あるいは非核地帯は、それゆえに核兵器国とさまざま側面で深い関わりをもつことになる。議定書2の第一条において、核兵器国はまず、条約および議定書の違反を構成するいかなる行為にも寄与しないことが規定されている。これは非核地帯の地位を尊重する義務であり、トラ

テロルコ条約附属議定書Ⅱ第一条および第二条と同様のものである。

非核地帯の設置が非核兵器国のイニシアティブによって積極的に追い求められているのは、その地帯から核兵器を完全に排除することによって、それらの非核兵器国の安全保障を強化するためである。核兵器の製造および所有、並びに配置の禁止という一定の義務を地帯内の非核兵器国が引き受けることにより安全保障は強化されるが、さらに核兵器国の協力を得て安全保障を強化しようとするのが、核兵器使用禁止の要求である。非核地帯の設置とそれに対する核兵器の使用禁止という二つの要素は緊密に結びついており、前者の概念の中に後者の要素が含まれると一般に考えられている。<sup>(2)</sup>

議定書Ⅱの第二条は、核兵器国が条約締約国および議定書Ⅰの領域に対して、いかなる核爆発装置をも使用しないことあるいは使用すると威嚇を行なわないことを規定している。トラテロルコ条約附属議定書Ⅱ第三条も同様の規定を含んでおり、すべての核兵器国は、その議定書をすでに批准し、条約締約国に対して核兵器を使用しない義務を引き受けている。<sup>(3)</sup> 国連憲章は第二条四項において武力の行使およびその威嚇を一般的に禁止しているが、核兵器の使用禁止を明示的に規定している実定国際法は、現在のところこのトラテロルコ条約附属議定書Ⅱのみである。したがって南太平洋非核地帯条約議定書Ⅱが署名され批准されるならば、核兵器使用禁止に関する国際法の新しい発展が見られることになり、国際の平和と安全に対して大きな貢献となるであろう。

トラテロルコ条約附属議定書の場合にはそれに相当する明示の規定が見られないのは、議定書Ⅲに定められた核実験の禁止である。ここにおいて核兵器国は、南太平洋非核地帯内のいかなる場所においても核爆発装置の実験を行なわないよう求められている。ここでの規定は、地帯内の国家の領域での核実験の禁止のみならず、公海を含む

広大な南太平洋非核地帯のあらゆる場所における核実験の禁止である。この条約および議定書の規律の大部分は地帯内の領域にのみ限定されているのに反し、核実験の禁止に関しては地帯全体に関連している。このことは、この地帯設置の最大の理由が核実験の禁止であることを示している。

以上の三つの議定書は、地帯内に領域をもつ地帯外諸国または核兵器国に署名のため開放される。それらは批准を必要とし、批准書の寄託の日にそれぞれの国について効力を生じる。

(1) 議定書Ⅰの対象となるのは、米国にとっては米領サモアとジャーンビス島（無人）であり、英国にとってはピトケアン島であり、フランスにとってはフランス領ポリネシア、ニューカレドニア島およびウオリス・フトウーナ島である。

(2) 黒沢満「軍縮と非核兵器国の安全保障——国連軍縮特別総会の議論を中心に——」国際法外交雑誌第七八巻四号（一九七九年九月）、二六一—三四頁。

(3) 黒沢満「非核兵器地帯と安全保障——ラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書Ⅱの研究——」法政理論第二二巻三号（一九八〇年二月）、一〇六一—一八八頁。

#### 四 条約の意義——結びにかえて——

この条約の第一の意義は、この条約が成立したそのことに見い出される。南太平洋フォーラムにおいて南太平洋

非核地帯を設置する条約が採択され、すでに八カ国がそれに署名し、近い将来にこの条約の効力発生が期待される。この地域の非核化構想は、一九七〇年代の前半から提案されており、その後中断しながらもその目的が追求され、それが達成されたことは大きな意味をもっている。一九五〇年代後半のラパツキー案から始まり、その後世界のさまざまな地域で非核化構想が提案されたにもかかわらず、条約として成立したのは、一九六七年のラテンアメリカ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）のみであった。その後非核兵器地帯への関心が高まり、南アジア、中東、アフリカなどにおいてその設置が議論されているが、条約の採択にまで至っていない。このように非核兵器地帯設置のイニシアティブは積極的にとられるが、実際に条約を作成することがいかに困難であるかが示されている。オーストラリアの強力な指導力、およびニュージーランドその他の地域諸国の積極的な協力がこの条約成立の背景となっている。

第二の意義は、フランスの核実験との関連におけるものである。この地域におけるフランスの核実験は、この地帯設置の契機となり、また地帯設置により排除されようとしているものである。一九六六年以来この地域で実施されているフランス核実験は、当初は大気圏内でその後は地下で行なわれているが、非核地帯を設置しようとする最大の推進力はこの実験に対する反対の意思表示である。この条約がフランス領ポリネシアをその地帯の範囲に含み、そこにも非核地帯の制度を適用する意図を明確に示していることは極めて重要なことである。

しかし、この条約が地帯内の国家によって批准され、条約が効力を発生したとしても、そのことによりフランスの核実験が国際法上違法なものになるわけではない。フランスの核実験が国際法上違法となるためには、フランスが議定書1または議定書3に署名し、その批准書を寄託することが必要となる。現在の状況においては、フランス



がそうするとは考えられないので、非核地帯の設置は主として政治的な圧力としての効果をもつことになる。しかしこの政治的圧力は南太平洋地域諸国の合意に基づくものであり、地帯外の多くの国家の支持を得ているものであるので、極めて強力なものとなるであろう。

この点に関して言及されなければならないのは、包括的核実験禁止の問題である。フランスの南太平洋での地下核実験を停止させることがこの条約の大きな目的であり、それ自体重要なことであるが、より大きな観点から見た場合、すべての国によるすべての核実験の禁止という側面が現れてくる。この問題は、最近の国連総会、軍縮会議あるいはNPT再検討会議などにおいて最優先の課題として強調されているにもかかわらず、ほとんど進展がみられない。国際の平和と安全あるいは真の軍縮措置の達成という視点から考察するならば、包括的核実験禁止条約のための交渉が早期に開始されるべきである。

第三の意義は、南太平洋の環境汚染の防止に関するものである。この地帯設置の契機となっている二番目の新しい問題は、太平洋に放射性廃棄物を投棄するという日本の計画であった。日本は現在のところこの地域の諸国の理解が得られないとして、その投棄計画を見合わせている。日本の投棄計画の場所は、この条約の適用範囲に含まれていなかったが、この条約の政治的な影響は無視できないものである。さらに南太平洋地域環境計画（SPREP）がその地域の天然資源および環境保護のための条約、並びに投棄による汚染防止のための議定書の作成に努力しており、この条約はそのための暫定的なものともなされている。このように、南太平洋諸国は核実験および廃棄物投棄によりこの地域の環境が汚染されることを恐れ、非核地帯の設置によりそれを防止しようとしているのである。

第四に、条約で定められた地帯の範囲も重要である。この地帯は締約国の領域のみならず広大な公海をも含んで

いる。それは上述の環境保護の側面が強調されていること、さらにフランスに対する圧力を強化することなどに基づいている。地帯の画定に際して考慮された要素として最も重要なのは、他の非核兵器地帯との関連である。すなわち東はラテンアメリカ非核兵器地帯と接するように、南は南極条約の適用地域と接するように定められ、さらに将来において東南アジア非核兵器地帯またはインド洋平和地帯とも接続することが期待されている。このように世界中の非核兵器地帯を接続させ、地球上の連続する広範な地域から核兵器を排除しようとする考えが、ここで初めて実行に移されたのであり、このことは極めて意義深いことであり、将来への展望を開くものである。

ただし地帯の内部で核兵器が完全に排除されるわけではないこと、さらに関連国家、特に核兵器国の同意なしに地帯構成国がそのような規則を定める権限を国際法上もっているわけではないことが留意されなければならない。条約においても、この条約が海洋に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、いかなる方法でも影響を与えるものではないことが明記されている。したがって地帯内であっても、公海においては核兵器を積載する艦船および航空機は自由に航行することができる。

第五に、ラテンアメリカの場合と同様に、南太平洋非核地帯の設置に関して鋭い議論の対象となったのは、核兵器積載艦船または核兵器搭載機の通過および寄港の問題である。非核兵器地帯の厳格な定義からすればこれらも当然禁止されるべきであるが、地帯内諸国の間で一致が得られないことおよび地帯に利害関係をもつ核兵器国が強く反対していることなどの理由により、どちらの地帯においても、この問題は条約で規律されないので、各国の主権的判断に任されることとされている。したがって地帯内の非核兵器国の領海を核兵器が通過すること、さらにその国の港あるいは飛行場に核兵器が一時的に存在することは排除されていない。

この問題は地帯に対する核兵器国のコミットメントの有無またはその程度に影響されるものであり、核兵器国の世界的な核戦略とも関連してくる極めて困難な問題である。ラテンアメリカおよび南太平洋の諸国の場合には、条約として一律にこれらが禁止されるという合意は達成されなかったが、それらの諸国のいくらかは一国の政策として通過および寄港を拒否する態度をとっている。これらの国が増加するにつれてこれらの非核兵器地帯の内容も徐々に変化していくものと考えられる。したがってこれらの条約において通過および寄港の禁止が挿入されなかったのは、最低限の共通の合意が尊重されたからであって、これらの経験から非核兵器地帯の概念には通過および寄港の禁止は含まれない、という結論を一般的に引き出すことはできないし、将来の非核兵器地帯の設置に際してもそのように考えるべきではない。

第六に、この条約は世界的な核兵器不拡散体制に大きな貢献をなしている。非核地帯の設置と世界的な核兵器不拡散体制とは相互補完関係にあり、それぞれの弱点を補いつつ全体として核兵器の拡散を防止することまた非核兵器国の安全保障を強化することを目指している。南太平洋非核地帯条約は、NPTおよびIAEA保障措置制度に基づく国際不拡散制度に対する支持を宣言しているし、不拡散の観点から一定の措置をとること、すなわち全面的(Full-Scope)保障措置の適用および核兵器国への輸出に対する保障措置の適用を規定している。このようにこの条約は、NPTに含まれる非核兵器国の義務は当然含みながら、さらにそれを強化する不拡散の制度を確立している。<sup>(1)</sup>

第七に、非核地帯が法的に成立するためには、地帯内国家による条約の批准が必要である。条約が署名のため開放された南太平洋フォーラムにおいて、八カ国の首脳が条約に署名した。そのフォーラムのスポークスマンをつと

めたロンギ首相は、他の諸国は憲法上の手続きによりその場で署名できないだけであつて、近いうちに署名するであらう、と述べていた。この条約は八カ国の批准で効力を発生するので、近い将来に効力を発生することは間違いないと考えられる。しかし、南太平洋フォーラムの構成国であるバヌアツは、この条約は実際的でもないし効果的でもない主張し、すなわち条約は北太平洋を含むべきであつたし、核廃棄物の投棄および核兵器の配置の禁止についてもっと強力な規定を置くべきであつたと主張し、この条約に署名しない意思を明らかにしている。

第八に、非核地帯が実効性をもつて成立するためには、核兵器国の協力すなわち議定書に対する署名および批准が不可欠なものとなる。まずこの地域の安全保障に大きな関心をもつ米国は、通過および寄港に関するその主張が受け入れられたことなどにより、この条約に対する支持をすでに表明しており、三つの議定書を受け入れる用意があることが示されている。英国も、トラテロルコ条約に対する友好的な態度からして、またこの地域の諸国との関連からして、早期に署名および批准を行なうと考えられる。中国も、トラテロルコ条約に対する積極的な態度、および一九七五年の南太平洋非核地帯設置に関する国連総会決議に賛成した唯一の核兵器国として、早期にこの条約に対する支持を表明するだろう。ソ連は、核兵器積載艦船の通過および寄港が禁止されていないことに不満を示すだろうけれども、トラテロルコ条約においてはキューバの立場を考慮しなければならなかったがそのような問題も存在しないので、留保または解釈宣言を伴つて署名および批准すると予想される。最後に、この条約作成の直接の標的となつているフランスは、条約採択の後においても条約の存在を無視するようなあるいはそれに挑戦するような極めて強硬な態度を示しており、近い将来においてフランスがこの条約の三つの議定書に署名するとは考えられない。

第九に、非核地帯の設置が地帯内の非核兵器国の安全保障の強化に貢献するのは、議定書2に規定された核兵器の使用禁止、すなわち消極的安全保障の規定である。ここにおいて非核兵器国のイニシアティブによりそれ自身の安全保障を強化する手段が存在している。核兵器の使用を明示的に禁止している現在有効な国際法の規定は、トラテロルコ条約附属議定書Ⅱのみであり、南太平洋非核地帯条約議定書2がそれに続くものとなる。フランス以外の核兵器国の消極的安全保障は近い将来得られるものと考えられる。

消極的安全保障はそれ自身直接に核軍縮措置であるとは言えないが、核兵器の使用禁止が国際法の規則として徐々に確立していくことは、核軍縮にとって極めて重要なことである。なぜなら核軍縮のためには、核兵器を保有していることの政治的価値が減少させられる必要がある、非核兵器地帯を構成する非核兵器国に対する核兵器の使用禁止は、その役割を果たしているからである。

最後に、この条約は多くの部分においてトラテロルコ条約をモデルとしている。したがってこの条約の成立は、トラテロルコ条約に続く非核兵器地帯設置条約として、世界のさまざまな地域において現在続けられている同様の努力に対し大きな刺激を与えるものであろう。その際に、この条約はトラテロルコ条約と並んで非核兵器地帯あるいは非核地帯のモデルとして有益なものになるであろう。

- (一) G・フライ (Gry) は、この条約の軍備管理措置としての意義として、特にNPTと比較しながら、(1)核兵器の配置の禁止、(2)核兵器の先制使用禁止の誓約、(3)より詳細な査察検証措置、(4)差別性の不存在、(5)地帯内の核兵器国の領域における核兵器の配置および開発の禁止、を列挙してゐる (Greg Fry, "Australia, New Zealand and Arms Control in the Paci-

fic Region", Desmond Ball (ed.), *The ANZAC Connection*, George Allen & Unwin, Sydney, London, Boston, 1985, pp.111-113.)°

(一九八五·一一·三〇)

## 南太平洋非核地帯条約

署名 一九八五年八月六日 (ラロトンガ)

### 前文

この条約の締約国は、

平和な世界の実現のため結束し、

継続する核軍備競争が、すべての人々に破滅的な影響を与える核戦争の危険を示していることを深く懸念し、

すべての国家が、核兵器、核兵器が人類に与えている恐怖及び核兵器が地球上の生命に与えている脅威を取り除くという目的を達成するために、最大限努力する義務をもつことを確信し、地域的な軍備管理措置が、核軍備競争を逆行させるための世界的な努力に貢献し、その地域の各国の国家的安全保障及びすべての国家の共通の安全保障を促進しうることを信じ、

その権限内にある限り、その地域の陸地及び海洋の恵みと美しさは永遠にすべてのものによつて平和のうちに享有されるため、その人民および子孫の遺産でなければならないことを決意

し、

核兵器の拡散を防止し、世界の安全保障に貢献している核兵器の不拡散に関する条約 (NPT) の重要性を再確認し、

特に、NPT 第七条が、それぞれの領域において核兵器の完全な不存在を保証するため、国の集団に地域的条約を締結する権利を認めていることに注目し、

核兵器及び他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約に含まれる核兵器の海底における設置の禁止が、南太平洋にも適用されていることに注目し、

また、大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約に含まれる大気圏内、又は領海及び公海を含む水中における核兵器実験の禁止が、南太平洋にも適用されていることに注目し、

この地域を放射性廃棄物及び他の放射性物質による環境汚染から守ることを決意し、

その会合のコミュニケに示された原則に従つてできるだけ早い機会にその地域に非核地帯を設置すべきであるというツバルにおける第一五回南太平洋フォーラムの決定に導かれ、

次のとおり協定した。

第一条【用語の使用法】この条約及びその議定書の適用上、

(a) 「南太平洋非核地帯」とは、附属書1に規定された地域で、それに添付された地図で示された地域を意味する。

(b) 「領域」とは、内水、領海及び群島水域、その海底及び地下、陸地並びにそれらの上空を意味する。

(c) 「核爆発装置」とは、その使用目的の如何にかかわらず、あらゆる核兵器又は核エネルギーを解放することのできる他の爆発装置を意味する。この用語には、組み立てられない形及び部分的に組み立てられた形のそれらの兵器又は装置は含まれるが、それらの兵器又は装置の輸送又は運搬手段は、分離可能であり、かつその不可分の部分でない場合には、含まれない。

(d) 「配置」とは、備え付け、設置、陸地又は内水における輸送、貯蔵、保管、取り付け及び配備を意味する。

第二条【条約の適用】1 別段の規定がない限り、この条約及びその議定書は南太平洋非核地帯内の領域に適用される。

2 この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上

の国家の権利又は権利の行使を害するものではなく、いかなる方法でも影響を与えるものではない。

第三条【核爆発装置の放棄】各締約国は以下のことを約束する。

(a) 南太平洋非核地帯の内部又は外部のいかなる場所においても、いかなる手段によつても核爆発装置を製造せず、又はその他の方法で取得、所有若しくは管理しないこと。

(b) 核爆発装置の製造又は取得について、いかなる援助をも求めず又は受けないこと。

(c) いかなる国による核爆発装置の製造又は取得を援助し又は奨励するいかなる行動をもとらないこと。

第四条【平和的原子力活動】各締約国は以下のことを約束する。

(a) (i) 非核兵器国に対してはNPT第三条1により要求される保障措置に従わない限り、(ii) 核兵器国に対しては適用しうる国際原子力機関（IAEA）との保障措置協定に従わない限り、原料物質若しくは特殊核分裂性物質、又は特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材を平和的的目的のため供給しないこと。いかなる供給も厳格な不拡散措置に



一致しなければならず、もつばら平和的非爆発利用であることを保証しなければならない。

(b) NPT及びIAEA保障措置制度に基づく国際不拡散制度の継続した有効性を支持すること。

第五条【核爆発装置の配置の防止】 1 各締約国は、その領域においていかなる核爆発装置の配置をも防止することを約束する。

2 各締約国は、その主権的権利の行使において、外国の船舶及び航空機による港及び飛行場への寄港、外国の航空機による領空の通過、並びに無害通航、群島航路帯通航又は海峡の通過通航の権利に含まれない方法での外国の船舶による領海又は群島水域の航行を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ。

第六条【核爆発装置の実験の防止】 各締約国は以下のことを約束する。

(a) その領域においていかなる核爆発装置の実験をも防止すること。

(b) いかなる国によるいかなる核爆発装置の実験をも援助し

又は奨励するいかなる行動をもとらないこと。

第七条【投棄の防止】 1 各締約国は以下のことを約束する。

(a) 南太平洋非核地帯内のいかなる海洋にも放射性廃棄物及び他の放射性物質を投棄しないこと。

(b) その領海における放射性廃棄物及び他の放射性物質のいかなる者による投棄をも防止すること。

(c) 南太平洋非核地帯内の海洋のいかなる場所においても、放射性廃棄物及び他の放射性物質のいかなる者による投棄をも援助し又は奨励するいかなる行動をもとらないこと。

(d) 南太平洋地域のいかなる場所におけるいかなる者による放射性廃棄物及び他の放射性物質の海洋での投棄をも排除するため、南太平洋地域の天然資源及び環境の保護に関して提案されている条約並びに投棄による南太平洋地域の汚染の防止のための議定書のできるだけ早期の締結を支持すること。

2 本条1(a)及び1(b)は、前号にいう条約及び議定書が効力を生じている南太平洋非核地帯の地域には適用されない。

第八条【管理制度】 1 締約国は、この条約の下における義務

の遵守を検証するためここに管理制度を設定する。

2 管理制度は以下のものから構成される。

(a) 第九条に規定された報告及び情報交換。

(b) 第一〇条及び附属書4(1)に規定された協議。

(c) 附属書2に規定された平和的原子力活動へのIAEAによる保障措置の適用。

(d) 附属書4に規定された苦情申立て手続き。

第九条【報告及び情報交換】1 各締約国は、この条約の履行に影響を与えるその管轄権内の重大な出来事を可及的速やかに南太平洋経済協力ビュロー事務局長（以下「事務局長」という。）に報告する。事務局長はその報告をすべての締約国に速やかに送付する。

2 締約国はこの条約の下で又はそれに関して生じる問題について相互に十分情報を与えられるよう努力する。締約国は、事務局長に通報することにより情報を交換することができる。事務局長はそれをすべての締約国に送付する。

3 事務局長は、この条約の地位について及び条約の下で又はそれに関して生じる問題について南太平洋フォーラムに毎年

報告する。そこには、本条1および2の下でなされた報告及び通報並びに第八条2(d)、第一〇条及び附属書2(4)の下で生じる問題が含まれる。

第一〇条【協議及び再検討】他の手段による締約国間での協議の実施を害することなく、事務局長は、いずれかの締約国の要請がある場合、この条約に関して生じるあらゆる問題の協議と協力のため又はその運用の再検討のため、附属書3により設置される協議委員会の会合を開催する。

第一一条【改正】協議委員会は、締約国により提案され、そのための協議委員会の開催の三箇月前までに事務局長によりすべての締約国に送付されるこの条約の規定の改正のための提案を審議する。協議委員会においてコンセンサスで合意された提案は事務局長に通報され、事務局長はそれをすべての締約国に受諾のため送付する。改正は、すべての締約国からの受諾書が寄託者により受領された日の三〇日後に効力を生ずる。

第二二条【署名及び批准】1 この条約は、南太平洋フォーラムのあらゆる加盟国による署名のために開放される。

2 この条約は批准されなければならない。批准書は、ここにこの条約及びその議定書の寄託者として指定される事務局長に寄託される。

3 南太平洋非核地帯の外側に領域がある南太平洋フォーラムの加盟国がこの条約の締約国になる場合には、附属書1は、少なくともその当事国の領域を南太平洋非核地帯の境界内に含めるよう要求される範囲において改正されたものとみなされる。この条項に従つて追加された地域の画定は、南太平洋フォーラムにより承認されなければならない。

第二三条【脱退】 1 この条約は永久的性格を有し、無期限に効力を有する。ただし、いずれかの締約国が条約の目的又は条約の精神の達成に不可欠なこの条約の規定に違反した場合には、他のすべての締約国は条約から脱退する権利を有する。

2 脱退は事務局長に一二箇月前に通告することにより効力を生ずる。事務局長はその通告をすべての他の締約国に送付する。

第一四条【留保】 この条約には留保を付してはならない。

第一五条【効力発生】 1 この条約は、第八番目の批准書の寄

託の日に効力を生ずる。

2 第八番目の批准書の寄託の日の後にこの条約を批准する署名国については、条約はその批准書の寄託の日に効力を生ずる。

第一六条【寄託者の任務】 寄託者は、国際連合憲章第一〇二条に従いこの条約及びその議定書を登録し、この条約及びその議定書の認証謄本を南太平洋フォーラムのすべての加盟国及び条約の議定書の締約国になる資格のあるすべての国に送付し、条約及びその議定書の署名及び批准についてそれらの国に通告する。

以上の証拠として、下名は、正当にその政府の委任を受けて、この条約に署名した。

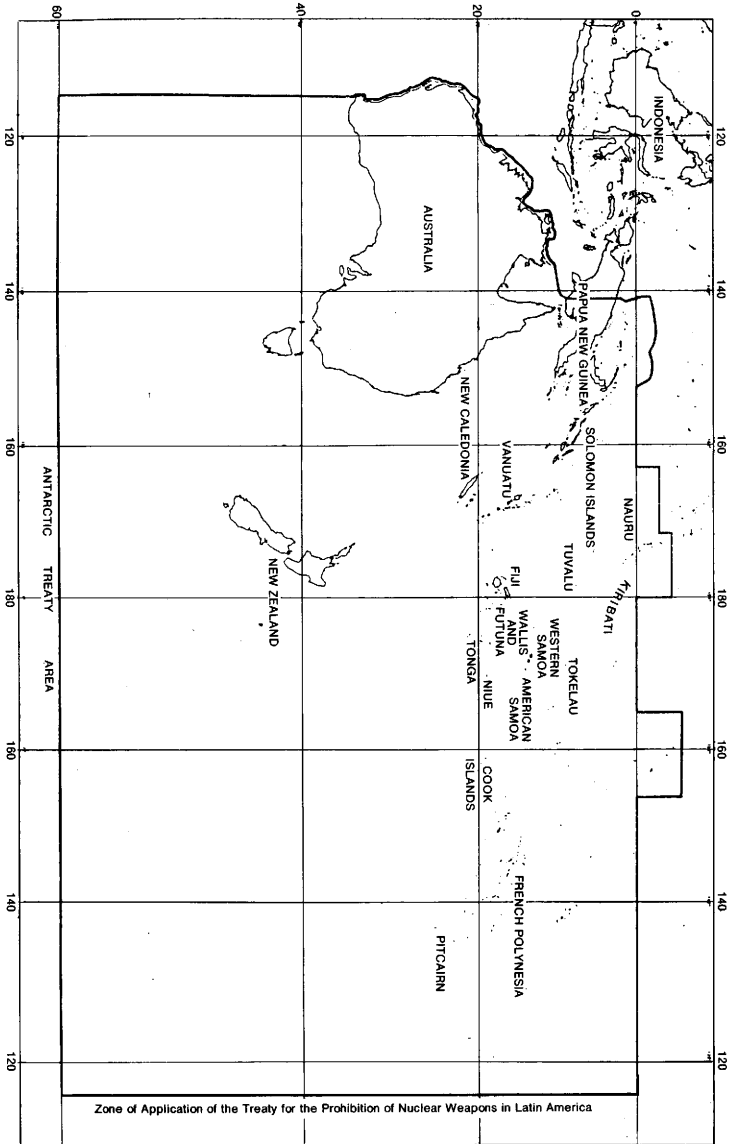
千九百八十五年八月六日に、英語を唯一の正文とし、ラロトンガで作成した。

## 附属書 1

### 南太平洋非核地帯

A 以下の線により囲まれる地域。

- 1 赤道がインドネシアとパプアニューギニア間の海洋上の境界と交わる点から始まり、
- 2 そこからその海洋の境界に沿ってパプアニューギニアの排他的経済水域の外側の境界との交点まで北に進み、
- 3 そこからその外側の境界に沿って赤道との交点まで概して北東、東そして南東に進み、
- 4 そこから赤道に沿って東経一六三度との交点まで東に進み、
- 5 そこからその子午線に沿って北緯三度との交点まで北へ進み、
- 6 そこからその緯線に沿って東経一七一度との交点まで東に進み、
- 7 そこからその子午線に沿って北緯四度との交点まで北に進み、
- 8 そこからその緯線に沿って東経一八〇度との交点まで東に進み、
- 9 そこからその子午線に沿って赤道との交点まで南に進み、
- 10 そこから赤道に沿って西経一六五度との交点まで東に進み、
- 11 そこからその子午線に沿って北緯五度三〇分との交点まで北に進み、
- 12 そこからその緯線に沿って西経一五四度との交点まで東に進み、
- 13 そこからその子午線に沿って赤道との交点まで南に進み、
- 14 そこから赤道に沿って西経一一五度との交点まで東に進み、
- 15 そこからその子午線に沿って南緯六〇度との交点まで南に進み、
- 16 そこからその緯線に沿って東経一一五度との交点まで西に進み、
- 17 そこからその子午線に沿ってオーストラリア領海の外側の境界との最南端の交点まで北に進み、
- 18 そこからオーストラリア領海の外側の境界に沿って東経一三六度四五分との交点まで概して北および東に進み、



ATTACHMENT TO ANNEX 1 TO THE SOUTH PACIFIC NUCLEAR FREE ZONE TREATY: ILLUSTRATIVE MAP  
(Australian islands in the Indian Ocean, which are also part of the South Pacific Nuclear Free Zone, are not shown)

19 そこから測地線に沿つて南緯一〇度五〇分東經一三九度  
 一二分の点まで北東に進み、

20 そこからインドネシアとバブアニューギニア間の海洋の  
 境界に沿つて両国間の陸の境界に接する所まで北東に進  
 み、

21 そこからその陸の境界に沿つてインドネシアとバブア  
 ニューギニア間の海洋の境界がバブアニューギニアの北  
 海岸において接する所まで概して北に進み、

22 そこからその境界に沿つて出発点まで概して北に進む。

B A項で規定された地域の西側にありかつ南緯六〇度の北に  
 あるすべてのオーストラリアの諸島の領海の外側の限界内  
 の地域。但しこの地域は、この条約と本質的に同じ目的を  
 もつ他の条約にこの地域が従うようになったというオース  
 トラリア政府からの書面の通告の寄託を受理した時には、  
 南太平洋非核地帯の部分ではなくなる。

## 附 属 書 2

### I A E A 保障措置

1 第八条で言及されている保障措置は、締約国の領域内、そ  
 の管轄下、又はいかなる場所であれその管理の下で行なわれ  
 るすべての平和的原子力活動におけるすべての原料物質又は  
 核分裂性物質に関して、I A E A と交渉され締結される協定  
 のために従い、各締約国に関してI A E A により適用される。

2 1項にいう協定は、N P T との関連でI A E A 文書  
 INF/CIRC/153 (改正) に示された資料に基づき要求される  
 協定、又は範囲と効果においてそれと同等のものでなければ  
 ならない。各締約国は、その締約国に対し条約が効力を生ず  
 る日から一八箇月以内にその協定がその国に対して効力をも  
 つようにするためあらゆる適切な措置をとる。

3 この条約の適用上、1項にいう保障措置は核物質が平和的  
 原子力活動から核爆発装置への不転用を検証することを目的  
 とする。

4 各締約国は、他の締約国の要請があつた場合、当該締約国  
 の領域内での査察活動に関するI A E A の最新の報告の結論

全体の謄本をその締約国及びすべての締約国の情報用として事務局長に送付すること、並びにこれらの結論に関する I A E A 理事会のその後の決定をすべての締約国の情報用に事務局長に迅速に通知することに合意する。

### 附 属 書 3

#### 協議委員会

1 第一〇条、第一一条及び附属書 4 (2) に従つて適宜事務局長により開催される協議委員会をここに設置する。協議委員会は締約国の代表から構成され、各締約国は一人の代表を指名する権利をもつ。その代表は顧問を随伴させることができる。別段の合意がない限り、協議委員会の会長の議長はすぐ前の南太平洋フォーラム加盟国政府首脳会議を主催した締約国の代表がとめる。定足数は締約国の半数の代表により構成される。第一一条の規定に従い、協議委員会の決定はコンセンサスにより、コンセンサスが得られない場合には出席しかつ投票する代表の三分の二の多数決により行なわれる。協議委員会は適当なその他の手続き規則を採択する。

2 協議委員会の費用は、附属書 4 に従つた特別査察の費用をも含めて、南太平洋経済協力ビュローが負担する。それは必要な場合には特別基金を求めることができる。

### 附 属 書 4

#### 苦情申立て手続き

1 他の締約国がこの条約上の義務に違反しているという苦情申立ての根拠が存在すると考える締約国は、その苦情申立てを事務局長に提出する前に、苦情申立ての主題を苦情を申立てられた締約国に留意させ、後者が説明を行ないその問題を解決するため十分な機会を与えなければならない。

2 問題がそのようにして解決されない場合には、苦情を申立てた締約国はそれを審議するため協議委員会を開催すべきであるという要請を伴つて、その苦情申立てを事務局長に提出することができる。苦情申立ては苦情を申立てた締約国が知っている義務違反の証拠の説明により支持されなければならない。苦情申立てを受理した場合、事務局長はそれを審議するため可及的速やかに協議委員会を開催する。

3 協議委員会は、1項の下でなされた努力を考慮し、苦情を申立てられた締約国が問題の説明を行なうための十分な機会を与えなければならない。

4 苦情を申立てられた締約国の代表が行なつた説明を審議した後、協議委員会がその締約国の領域または他の場所における特別査察を正当とする十分な実質がその苦情申立ての中にあると決定した場合には、協議委員会は苦情を申立てた締約国及び苦情を申立てられた締約国と協議しつつ協議委員会により指名される三人の適切な資格ある特別査察員からなる特別査察団により特別査察が可及的速やかに行なわれるよう命令する。但しどちらの締約国の国民も特別査察団に加わることはできない。苦情を申立てられた締約国からの要請がある場合には、その締約国の代表が特別査察団に随伴する。特別査察員の指名に関する協議の権利も特別査察員を随伴させる権利も、特別査察団の任務を遅延させてはならない。

5 特別査察を行なう際に特別査察員は協議委員会の命令にのみ従い、作業、目的、機密及び手続きに関してそれが決定する指示に従う。指示は他の国際的な義務及び約束に従つてい

る苦情を申立てられた締約国の正当な利益を考慮し、附属書2(1)に言及されている協定に従つてI A E Aが実施している保障措置手続きと重複してはならない。特別査察員は苦情を申立てられた締約国の法律を適切に尊重しつつその義務を遂行する

6 各締約国は、特別査察員が協議委員会により与えられた指示を実施するのに関連した領域内のあらゆる情報及び場所への完全かつ自由な接近を特別査察員に認める。

7 苦情を申立てられた締約国は特別査察を容易にするためあらゆる適切な措置をとり、あらゆる書類及び文書の不可侵、特別査察のために行なつた行為並びに口頭及び書面の発言について逮捕、拘留及び法手続きからの免除を含め、彼らの任務の遂行に必要な特権及び免除を特別査察員に与える。

8 特別査察員は、彼らの活動の概略を示し、それを支える適当な証拠及び文書と共に、彼らが確認した関連する事実及び情報を記述し、彼らの結論を述べた報告を可及的速やかに協議委員会に書面で行なう。協議委員会は南太平洋フォーラムのすべての加盟国に完全に報告し、苦情を申立てられた締約



国がこの条約上の義務に違反したかどうかの決定を知らせる。

9 協議委員会が、苦情を申立てられた締約国はこの条約上の義務に違反していると決定した場合、若しくは上述の規定が遵守されなかつたと決定した場合、又は苦情を申立てた締約国若しくは苦情を申立てられた締約国が要請する場合には、締約国は南太平洋フォーラムの会合を直ちに開催する。

### 議定書 1

この議定書の締約国は、南太平洋非核地帯条約(以下「条約」という。)に注目し、次のとおり協定した。

第一条 各締約国は、南太平洋非核地帯内に位置し国際的に責任をもつ領域に関して、それらの領域内での核爆発装置の製造、配置及び実験の禁止に関わる限りにおいて第三条、第五条及び第六条に含まれる禁止、並びに第八条(c)及び条約附属書2に詳しく規定されている保障措置を適用することを約束する。

第二条 各締約国は、条約第一条に従つて条約の改正が効力を発生することにより生ずるこの議定書上の義務の変更を、寄託者への書面の通告により、その通告の日から受諾することを示すことができる。

第三条 この議定書はフランス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国による署名のため開放される。

第四条 この議定書は批准されなければならない。

第五条 この議定書は、寄託者への批准書の寄託の日にその国について効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、政府による正当な委任を受けて、この議定書に署名した。

### 議定書 2

この議定書の締約国は、南太平洋非核地帯条約(以下「条約」という。)に注目し、次のとおり協定した。

第一条 各締約国は、条約及びその議定書のそれらの締約国に

よる違反を構成するいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第二条 各締約国は、さらに、(a) 条約締約国に対して又は、(b) 議定書1の締約国になつた国が国際的に責任をもつている南太平洋非核地帯内の領域に対して、いかなる核爆発装置をも使用しないこと又は使用すると威嚇を行なわなないことを約束する。

第三条 各締約国は、条約第一条に従つて条約の改正が効力を発生することにより、又は条約第一二条3に従つて南太平洋非核地帯が拡張されることにより生ずるこの議定書上の義務の変更を、寄託者への書面の通告により、その通告の日から受諾することを示すことができる。

第四条 この議定書は、フランス、中華人民共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国による署名のため開放される。

第五条 この議定書は批准されなければならない。

第六条 この議定書は、寄託者への批准書の寄託の日にその国

について効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、政府による正当な委任を受けて、この議定書に署名した。

### 議定書 3

この議定書の締約国は、

南太平洋非核地帯条約(以下「条約」という。)に注目し、次のとおり協定した。

第一条 各締約国は、南太平洋非核地帯内のいかなる場所においても核爆発装置の実験を行なわなないことを約束する。

第二条 各締約国は、条約第一条に従つて条約の改正が効力を発生することにより、又は条約第一二条3に従つて南太平洋非核地帯が拡張されることにより生ずるこの議定書上の義務の変更を、寄託者への書面の通告により、その通告の日から受諾することを示すことができる。

第三条 この議定書は、フランス、中華人民共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国による署名のため開放

される。

第四条 この議定書は批准されなければならない。

第五条 この議定書は、寄託者への批准書の寄託の日にその国について効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、政府による正当な委任を受けて、この議定書に署名した。